

平成二十四年 第十回 青森市教育委員会定例会 会議録

一 開会日時 平成二十四年十月二十六日(金) 午後三時

二 閉会日時 平成二十四年十月二十六日(金) 午後三時四十二分

三 会議開催の場所 教育研修センター 四階 第二研修室

四 出席委員

五 事務局出席職員

教育部長
理事
教育次長
浪岡教育事務所長
参事社会教育課長事務取扱
参事文化スポーツ振興課長事務取扱
総務課長

小野寺 晃
工藤 壽彦
金澤 保
和田 比呂志
館田 一弥
加藤 文男
岸田 耕司

中央市民センター館長
文化財課長
市民図書館長
学務課長
学校給食課長
指導課長
浪岡教育事務所教育課長

今牧 彦
吉田 亘
田中 聡子
山谷 尚史
本間 昭彦
伴間 孝文
鳴海 雄大

佐藤 秀樹
鎌田 慎也
西村 恵美子
平出 道雄
石澤 千鶴子
月永 良彦

六 会議に付議された案件

(一) 議事

議案第三十四号 青森市社会教育委員会議規則の制定について

議案第三十五号 青森市教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について

議案第三十六号 (仮称) 青森市スポーツ推進計画の素案について

議案第三十七号 青森市指定有形文化財の指定に関する諮問について

(二) 報告

(一) 平成二十四年第三回市議会定例会の質問概要について

(二) 寄附採納について

(三) 「(仮称) 青森市小牧野遺跡の保護に関する条例(骨子案)」に係るわたしの意見提案制度の実施結果について

(四) 青森市小学校給食センター等整備運営事業の設計概要及びスケジュールについて

(三) その他

七 会議録署名委員

平 出 道 雄
月 永 良 彦

八 会議の概要

午後三時に委員長が開会を宣言する。会期を一日とし、会議録署名委員を前項七のとおり指名する。

議案第三十四号から議案第三十七号について審議を行い、原案のとおり決定する。

事務局から四件の報告をし、平成二十四年第十一回定例会の日程調整をした後、閉会した。

九 会議の状況

(一) 議 事

委員長 それでは議事に入ります。

議案第三十四号「青森市社会教育委員会議規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

小野寺教育部長から説明

議案第三十四号 青森市社会教育委員会議規則の制定について、御説明申し上げます。

本議案は、「青森市社会教育委員条例」について、去る平成二十四年第三回青森市議会定例会において議決を賜り、十月二日に公布・施行となりましたことから、社会教育委員の会議に関し必要な事項を定めるための規則を制定するものであります。

それでは、お手元に配布させていただいております議案に基づきまして、順次御説明させていただきます。まず、第一条につきましては、規則の趣旨について規定するものであります。

第二条は、議長及び副議長について規定するものであり、第一項では議長及び副議長の設置及びその選任方法、第二項では議長及び副議長の任期、第三項では議長の役割、第四項では副議長の役割を規定するものであります。

第三条は、会議の開催方法等について規定するものであり、第一項では定例会議の開催回数と臨時会議を開催する際の条件、第二項では会議の招集方法、第三項では議決の方法、第四項では委員以外の者の会議への出席について規定するものであります。

第四条は、作業部会について規定するものであり、第一項では作業部会の設置、第二項では部会の委員の選任方法、第三項では部会長の選任方法、第四項では部会長の役割、第五項では部会長の職務代理、第六項では作業部会の結果の報告について規定するものであります。

第五条は、会議及び作業部会の庶務について規定するものであります。

第六条は、その他会議運営に関する事項の委任について規定するものであります。

最後に、附則につきましては、本規則の施行期日を公布の日からと規定するものであります。説明は以上でございます。御審議の程よろしくお願いいたします。

委員長 ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問等はございませんでしょうか。

委員長 無いようですので、議案第三十四号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議が無いようですので、原案どおり決定することといたします。

委員長

次に、議案第三十五号「青森市教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」事務局から説明をお願いします。

小野寺教育部長から説明

議案第三十五号 青森市教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(案)について御説明いたします。

この度、八月から作業を進めてまいりました、青森市教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(案)が別添のとおり、まとまりました。

この教育委員会事務の点検・評価につきましては、教育委員会自らが所掌する事務事業の点検評価を行うことにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくことという趣旨から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十七条に基づき実施するものでございます。

今年度の事務の点検・評価につきましては、平成二十三年度の事務事業を対象として実施しましたが、点検・評価にあたりましては、効果的な教育行政の推進という点検評価の目的を踏まえ、青森市新総合計画 前期基本計画に掲げた基本政策 第四章「歴史と文化を受け継ぎ 未来を創造する人を育むまち」に掲げられている施策目標の達成度を参考に、その施策目標達成のための手段である事務事業に絞り込んで、いわゆる点検・評価対象の重点化を図り、実施してきたものであります。

また、点検・評価にあたっては、目標達成のための具体的改善策を提案することが重要であるという認識に立ち、可能な限り、課題の明確化と今後の方向性を示すことに意を用い、実施してきたところであり、さらに、点検・評価

にあたっては、点検・評価の客観性の確保の観点から、教育に関して学識経験を有する御二人方として、青森公立大 学経営経済学部教授 内海 隆氏、青森県小学校長会事務局長 横山 勉氏の二名を点検・評価アドバイザーとして 委嘱し、必要に応じ点検・評価会議に参加していただき、様々な御意見、御助言をいただきながら実施してきたこ ろであります。

なお、今年度は、昨年度、平成二十三年度の事務点検評価での指摘事項に対する改善状況等につきましても、点検 評価のPDCAの観点から、改めて今後の方向性を示したところであります。

この報告書につきましては、法の規定により、教育委員の皆様の御承認をいただいた後、市議会への報告と市のホ ームページによる市民へ公表を行うこととなります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

委員長

ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問等はございませんでしょうか。
だいたいの評価については、私たちもだいぶ力を入れてきたところでございますが、何かございませんか。

月永委員

今回のこの点検・評価につきましては、昨年度までも行われていたわけですけども、それをかなり整理いたしまして、しか も目標とすべき青森市の新総合計画の前期基本計画に携わる、要するに市の政策に直結した事務事業を取り上げてという意味 でも、市ぐるみで教育委員会が担っている部分を点検・評価できたという点で、非常に私たちもいろんな意味で、大きく目を 開いて取り組むことができたというのが、まず第一点です。

それから細々したことに關しても、事務局で非常に良い資料をたくさん用意していただきまして、実態がどうなっているの かということが明確にわかるように提示していただいたこともあり、評価しやすかったというのが第二点。

第三点としては、この結果を来年度秋に策定予定している青森市教育振興基本計画、今、最中手をかけているところですが、どこにも明確に連動させていきたいという、そういう意図をもって今回点検評価でき非常に良かったのではないかと、私は 判断しております。

委員長

お話をいただいた通りだと思います。共感しております。
その他、御意見、御質問等はございませんでしょうか。

委員長
よろしければ、議案第三十五号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長
御異議が無いようですので、原案どおり決定することといたします。

委員長
それでは議案第三十六号「(仮称)青森市スポーツ推進計画の素案について」事務局から説明をお願いします。

工藤理事から説明

議案第三十六号(仮称)青森市スポーツ推進計画の素案について、御説明いたします。

本計画の策定に当たりましては、現行計画のフォローアップをはじめ、国の動向、更には市内在住の三千名の方々を対象に実施した市民意識調査や五十七のスポーツ団体を対象に実施したアンケートの調査結果等を踏まえ、教育委員会の付属機関である「青森市スポーツ推進審議会」並びに、教育委員の皆様から御意見・御提言をいただきながら、検討作業を進め、この度、素案として取りまとめたものでございます。

それでは、計画素案の概要について御説明いたします。
お手元のA四版の資料の「(仮称)青森市スポーツ推進計画(素案)」の表紙をお開きいただき、目次をご覧ください。

計画の構成は、総論、各論の二部構成となっており、このうち、第一部では総論として、本計画の策定目的、位置づけ、計画期間など計画の基本的事項とスポーツをめぐる国の動き、本市の現状と課題、計画の基本理念といった計画の基本方向に関する記述をしております。

第二部では、各論として、本計画の骨格部分を形成する四つの基本方向ごとに、それぞれ、現状と課題、基本報告及び主な取り組み内容を記述しています。

なお、本日は、A三版資料の「(仮称)青森市スポーツ推進計画(素案)」の概要版により、御説明させていただきますと存じます。

はじめに、計画の位置づけでございますが、一つには、スポーツ基本法第十条に基づく「地方スポーツ推進計画」として、二つには、「青森市新総合計画」前期基本計画に掲げられているスポーツ・レクリエーションに関する施策を

一体的に推進するための分野別計画として策定するものであります。

次に、計画策定の目的であります。市ではこれまで、現行計画であります「青森市スポーツ振興基本計画」に基づき、各種スポーツ振興施策に取り組んできたところでありますが、国においては昨年八月、スポーツ振興法を全面改正した「スポーツ基本法」を新たに施行し、本年三月には、同法の規定による「スポーツ基本計画」を策定するとともに、本市においては、昨年三月に「青森市新総合計画」前期基本計画を作成するなど、新たな計画策定に向けた環境が整備されたところであります。

そこで、こうした状況を踏まえつつ、市民の皆さんのライフスタイルの変化などにも対応しながら「だれでも」、「どこでも」、「いつでも」、「いつまでも」スポーツ・レクリエーションに親しむことができる「生涯スポーツ社会の実現」に向け、本市スポーツ施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本計画を策定する旨を記述しております。

次に、この計画の計画期間であります。新総合計画前期基本計画の計画期間と合わせ、平成二十五年から平成二十七年までの三年間としております。

次に、計画の基本理念であります。スポーツ・レクリエーションを通じて市民が心身ともに健康で活力に満ちた生活を送ることのできる社会を目指すべく、現行計画の基本理念を継承し、「明るく活気に満ちた生涯スポーツ社会の実現」と定めています。

次に、計画の基本方向であります。四つの柱で構成しており、一つには、市民誰もがスポーツ・レクリエーション活動に取り組める環境づくりを多角的に進める「スポーツ・レクリエーション活動の推進」、二つには、教員の資質向上や関係団体との連携による学校体育活動における指導体制の充実、及び安全・安心に学校体育活動に取り組める環境づくりを進める「学校体育活動の充実」、三つには、多様な施設環境や寒冷多雪という本市の気候特性を活かし、全国的にも注目を集めているカーリングをはじめ、スキー、スノーボード、スケート等ウィンタースポーツ全般に親しめる機会の充実及び競技水準の向上に取り組む「ウィンタースポーツの推進」、四つには、市民のスポーツへの関心・意欲を高めるとともに、意欲ある優秀な選手や指導者の発掘・育成等に競技団体とも連携しながら取り組む「競技水準の向上」を掲げております。

最後に、今後のスケジュールですが、当該素案につきましては、十一月十九日に開催予定の「あもり市民百人委員広聴会」及び、十一月二十二日から十二月二十一日までの一カ月間、私の意見提案制度を実施し、広く市民の皆様から御意見・御提案等をいただくこととしており、いただいた御意見等を踏まえ、最終的な計画案を取りまとめ、来年二月十五日開催予定の教育委員会定例会にお諮りし、計画内容を決定したいと考えております。

以上が、(仮称)青森市スポーツ推進計画(素案)の概要でございます。
慎重御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長

ただいまの事務局からの説明につきまして、御意見、御質問等はございませんでしょうか。

西村委員

基本理念の実効性に期待をしたいと思うのですが、この素案の中身についての私の意見なのですが、よろしいでしょうか。見せていただきますと、用語解説が文章の中に表記されているのですが、他に用語解説する言葉があるかないか。もしあるのだとすれば、この文中に囲みにするのがいいのか、或いは、欄外に表記するのがよいのか検討していただきたいと思えます。

文化スポーツ振興課長

御意見ありがとうございます。

用語解説に必要な分については、改めてチェックしてみたいと思います。その際、必要な分がもしありましたら掲載させていただきますたいと思えます。それから掲載場所については、素案の段階では、文章を読みながら、この用語は何だろうとすぐわかるように配慮して文中にさせていただきましたとおりです。

最終的には、各ページの一番下ですとか、用語解説を本文の最後に別途ページを設ける等、そこらへんは工夫して参りたいと思っております。いずれにしても、再度チェックしまして、用語解説が必要なものがありましたら、改めて掲載、追加したいと考えていますが、その対応はお任せいただけますでしょうか。

西村委員

はい。承知しました。ありがとうございます。

委員長

その他、御質問、御意見ございませんでしょうか。

平井委員

四頁のスポーツ基本法の制定の基本理念を見ていきますと、に競技水準の向上ということが言われておりますし、には、スポーツを通じて国際平和に寄与する、と当地域だけではなくて国際的な交流にも広げていく、と私は解釈したのですが、こういう文言があります。

それから、五ページを見ていきますと、スポーツ基本計画の概要の四、そこに国際競争力の向上ということが出てきます。

その中の(三)を見ますと、トップアスリートのための強化という文言が出てきます。こういうことを鑑みて、二十一頁の下の方に基本方向があります。この基本方向では、多様な施設環境や多雪寒冷である本市の気候特性を活かすとあって、確かに気候特性を活かしたそういうスポーツは、市民の中でこれもでも活かされてきたわけですけど、先ほど言った国際的な輪を広げるとかトップアスリートだとか、そういうことを考えますと、スケートが出てきます。このスケートに関しましては、青森市の場合は屋外ではできないわけで、スケートをやるとなると、カーリング場を除くと、県営スケート場ということになります。県営スケート場の特性を考えてみますと、通常の国際競技、つまり四百メートルでないと、国際的な競技は不可能なです。

県営スケート場のトラックは三百メートルで中途半端で、何も競技ができないトラックなのです。トラックの中に、フィギアとかアイスホッケーとかするスペースがある施設もあるわけなのですが。

そういう中で、施設の特性、つまり気候の特性だけではなく、施設の特性を考えると、もっとスケートについても絞ることが必要なと。例えば、フィギアができるわけですが、フィギアは、極めて高度な水準になってきていて、特に日本のレベルは高いです。ですから、フィギアでトップアスリートはなかなか遠い世界な話です。

アイスホッケーの場合は、各種のプロテクターをつける、それで金が結構かかる、重裝備になって、これも簡単にはできない。一番、何ができるかというショートトラックです。スケート靴をショートトラック用に履き替えることができるわけです。

そういうわけで施設特性に合わせたような競技を想定して、進めるということが必要なのではと感じますので、そういうことも含めて進めていければと思います。

委員長

これについて、事務局から何かありますか。

文化スポーツ振興課長

貴重な御意見ありがとうございます。今、御指摘のとおり、スケートの中でもショートトラックというお話でした。

場所にしても県営スケート場に絞られるものと思っておりますが、県営スケート場と一度お話をしてみたいと思っております。

ただ、この計画の期間中の取り組みとして、盛り込むことができるか、その辺については検討させていただければと思っております。

いずれにしても、県営スケート場と意見交換させていただければと思っております。以上です。

委員長

その他、御意見、御質問等はございませんでしょうか。
それでは議案第三十六号について御意見、御質問がないようなので原案どおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長

御異議がないようですので、原案どおり決定することといたします。
それでは議案第三十七号青森市指定有形文化財の指定に関する諮問について「事務局から説明をお願いします。

工藤理事から説明

議案第三十七号青森市指定有形文化財の指定に関する諮問について、御説明申し上げます。

青森市指定有形文化財の指定につきましては、青森市文化財保護条例第四条第三項の規定により、予め青森市文化財審議会に諮問することになっております。

このたび、青森市指定有形文化財にしようとする物件は、小牧野遺跡の出土品でございます。
小牧野遺跡につきましては、「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の一つとして、関係自治体とともに世界遺産登録に向けた作業を進めておりますが、世界遺産登録の条件として、この度、当該遺跡の出土品に対して、普遍的価値や真正性の証明が必要となりました。

小牧野遺跡からは、お手元に配布している資料にありますように、土器が約百五十箱をはじめ、石器二千七百九点、土製品八百五十二点、石製品九百十九点等が出土しておりますが、これらの出土品の中から貴重なものを「青森市指定有形文化財」に指定し、市民共有の財産として大切に守り、将来の世代へと確実に引き継ぐため、市文化財審議会に諮問したいと考えております。

なお、市文化財審議会へは、第九回定例会で御議決を賜りました四名の委員と日程等を調整の上、実施したいと考えております。

以上が本議案の概要でございます。何卒慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

委員長

ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員長 議案第三十七号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議が無いようですので、原案どおり決定することといたします。

(二) 報 告

委員長 それでは、報告事項に入ります。今回の報告事項は四件となっております。

はじめに、(一)「平成二十四年第三回市議会定例会の質問概要について」事務局から報告をお願いいたします。

総務課長から説明

平成二十四年第三回青森市議会定例会の質問概要等について、御報告申し上げます。

第三回青森市議会定例会は、去る八月二十九日に開会し、十月二日に閉会したところであります。

本議会には、第五回教育委員会定例会で御審議していただきました教育委員会に係る条例「青森市社会教育委員条例の制定について」の議案につきまして、本議会で御議決いただいたところであり、これらを含め教育委員会に対する、一般質問及び予算特別委員会等での質問内容につきましては、お手元に配付しております資料のとおりでございます。

一般質問につきましては、十五名の議員から三十二項目、決算特別委員会につきましては、六名の委員から十一項目、予算特別委員会につきましては、八名の委員から十一項目の質問があり、教育委員会としての考え方・方針等について、答弁させていただいたことを御報告いたします。

以上でございます。

委員長 ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

委員長

ないようですので、次に(二)「寄附採納について」事務局から報告をお願いします。

総務課長から説明

学校に対する三件の寄附採納について、御報告申し上げます

九月十日、財団法人大坂会 理事長 大坂藤廣様から、浪打小学校及び長島小学校の特別支援教育に役立ててほしいとの御趣旨で、多数の教育用品の御寄附をいただきました。

十月二日には、株式会社さくら野百貨店 代表取締役 白井修様からは、環境教育に役立ててほしいとの御趣旨で、沖館小学校及び浪岡北小学校に対し、レジ袋有料化による収益金から図書カードの御寄附をいただき、十月九日、教育長室において目録贈呈及び感謝状の授与式を行いました。

また、十月十五日には、青森銀行従業員組合 執行委員長 小杉忠農様から、市内全小・中学校六十七校及び金浜分教室に対し、学校図書の充実及び児童生徒の読書活動推進に役立ててほしいとの御趣旨で図書の寄贈をいただき、来る十月二十九日、市長室において目録贈呈式を行う予定となっております。

この度の御厚意に対しまして心から感謝いたしますとともに、御寄附いただいた教育用品につきましては、教育活動の推進に役立てて参りたいと存じます。

以上でございます。

委員長

ただいまの報告について、御質問、御意見ございませんでしょうか。

月永委員

毎年いろいろな御寄附があるわけですが、本当に財政ひっ迫している折に、教育委員会としても非常にありがたく思っております。

今回も、たくさんのお寄附がありまして、これを有効にこれからの教育活動に役立てて、子どもが楽しく学習できるように取り計らって参りたいと考えております。本当にどうもありがとうございますという感謝の気持ちでいっぱいです。

委員長

今回は図書カードや図書も寄贈いただいたということで、少しでも本市の子どもたちの環境が良くなればと思っております。ありがとうございます。

委員長

他に御質問、御意見ございますか。

平井委員

青森銀行従業員組合から、図書三百八十八冊、これは現物なのですよね。これは事前に何を贈るとか話しているものでしょうか。

総務課長

全体で七十五万円の御寄附をいただいたもので、各学校あたり、六十七校、金浜分教室を入れて六十八校で割りますと、一万一千円程度という形でございます。それを踏まえて、各学校で必要な図書を選んでいただいた結果が、トータルとして三百八十八冊となっているところでございます。

委員長

そのほか、御質問、御意見ございませんでしょうか。次に(三)「(仮称)青森市小牧野遺跡の保護に関する条例(骨子案)」に係るわたしの意見提案制度の実施結果について「事務局から報告をお願いします

文化財課長から説明

「(仮称)青森市小牧野遺跡の保護に関する条例」の骨子案に係るわたしの意見提案制度の実施結果につきまして、御報告申し上げます。

「(仮称)青森市小牧野遺跡の保護に関する条例」の骨子案につきましては、平成二十四年八月十五日から九月十四日までの一ヶ月間、「わたしの意見提案制度(パブリックコメント)」を実施いたしました。

御意見は、郵送、ファックス、電子メールで提出していただくこととし、骨子案は市ホームページや広報あおり八月十五日号に掲載するとともに、文化財課、各支所、市民センター等市内二十五箇所縦覧いたしました。

意見募集の結果、市民の皆様からの御意見はございませんでした。

このことから、条例の骨子案には変更を加えず、条例案の骨子といたしました。

意見募集の結果等の公表につきましては、市ホームページや広報あおり十一月十五日号に掲載するとともに、十一月十五日から十二月十四日まで文化財課、各支所、市民センターなど市内二十五箇所の縦覧場所で公表することとしております。

なお、この条例案の骨子を踏まえて、条例案を調整し、本年第四回市議会定例会に提案することとしております。

委員長

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等はございませんでしょうか。パブリックコメントについては、特に意見がありませんでしたとのことですが、是非、小牧野遺跡の保護については、関心をもっていただきたいと思います。

委員長

では、次に(四)「青森市小学校給食センター等整備運営事業の設計概要及びスケジュールについて」事務局から報告をお願いします。

学校給食課長から説明

青森市小学校給食センター等整備運営事業の設計概要及びスケジュールについて、御報告申し上げます。まず、設計概要でありますがお手元の資料をご覧ください。

小学校給食センターの建設概要であります。建設地は、現行の中学校給食センターと同一の敷地である西部工業団地内の青森市大字三内字丸山三九三番地二六一、敷地面積は、八一四八・二平方メートル、建築面積は、四七一九・〇五平方メートル、延床面積は、七二六八・〇九平方メートル、階数は地上三階、構造種別は鉄骨造、耐火建築物であります。

この外観であります。隣地の白色を基調とした中学校給食センターとの調和を考慮し、全体の色調を合わせ、さわやかで清潔感のある白色系の色調で統一し、給食センターにふさわしい衛生的な色彩とします。

次に、建物配置ですが、小学校給食センター、中学校給食センターそれぞれの敷地に車両の入口を設け、各センターの車両動線を明確に分離し、一方通行とした動線とすることで、安全な運営に配慮しているものです。

次に、資料の二頁目をご覧ください。
施設計画ですが、一階は「事務・調理エリア」として、調理エリアを一階にまとめることで食材の搬入や配送を円滑に実施いたします。

また、ハサップの概念に基づき汚染作業区域・非汚染作業区域が一目でわかる、衛生面を徹底したゾーニング、食材の搬入から荷受・検収、調理室、コンテナ室へとワンウェイかつ直線的な食材動線、専用のアレルギー対応食調理室を設置し、アレルギー発症の原因となる小麦、そば、卵、落花生、エビ、カニ及び牛乳が含まれる食材を除去した給食調理の実施、来客用玄関と事業者用玄関をそれぞれ設置し、見学者と調理員の動線を完全に分離すること、により、衛生管理を徹底して参ります。

次に、二階は、「一般見学者、調理員エリア」としてありますが、一般見学者エリアには、調理模擬体験など多彩な機能を有する「食育体験ホール」、荷受・検収、調理過程や、食器・食缶が洗浄されるまで、一連の流れが見学できる「調理場見学ルート」、シアター機能を備えた「食育ラウンジ」、多人数・多用途に対応する「研修室」を配置し、食育について学ぶことができる機会を提供し、活用して参りたいと考えております。

また、調理員エリアには、事業者専用の食堂や休憩スペースを設置しております。

最後に、今後のスケジュールにつきましては、設計作業については今月末に完了し、来月初旬からは、杭工事などの本工事に着手して参ります。

平成二十六年一月頃からは給食の調理・配送等の試行などの開業準備を行い、平成二十六年四月に小学校給食センターの供用を開始し、平成四十年までの十五年間、給食の調理や配送等の運営を実施して参ります。

以上でございます。

委員長

ただいまの事務局からの報告について、御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは私の方から。この新しい給食センターでは、小学校だいたい何校、一日に何食くらいの給食が作れるものでしょうか。

学校給食課長

小学校は、西部・中央部で供給している学校、それから単独校の中で三校をセンターから配送する予定としております。

小学校約三十校になると思います。全体としては、この処理能力が一万二千食となりますので、その中の調理、配送ということとなります。

委員長

了解しました。その他何かございませんか。

月永委員

この小学校給食センターにつきまして、提案しましてから長い間、いろいろな議論を経まして、やっと火曜日に安全祈願祭を迎え、着工ということになって、ほっとしているとござります。

今回の小学校給食センターに関しましては、これからの時代に則したような、給食の在り方というものを我々自身も考えて、特に今回特徴的な専用のアレルギーの対応の調理室を設置したということ、そして二階の方には、一般見学者、調理員エリアと分けて、一般見学者には食育体験ホールとか見学ルート、食育ラウンジなど食育に関して体験活動ができるような、そ

う建物になっていくものとなっております。供用開始まであと一年ちょっとということですが、そんなに時間がないわけですが、その間に私たちもいろいろな検討を重ねながら、青森市の子どもたちが、楽しく・美味しい・安全な給食が食べられるように努力してまいりますので、どうか皆様もこのセンターができるのを楽しみにしていただければと思います。

委員長 ありがとうございます。その他、御意見ございませんでしょうか。

西村委員

今のお話、これからの完成後の活用に向けてできると思いますけど、単に給食を提供するにとどまらず、食育の観点からこれまでの残飯量等問題になってきていると思いますけど、この施設を食育体験ホールとか研修室を使って、学校毎に、講座とか見学をするということも、今後計画していきたいなと思いました。

ちなみにこの食育体験ホールというのは、集客は何名くらいでしょうか。

学校給食課長

各学校での見学ということになりますので、一学年とか二学年、或いは人数によっては学校全体といった形でも対応できるよう計画しております。

食育の見学ホール等、ぐるっと回れるようになっていきますので、ある程度の人数は対応可能と思っております。

西村委員

ありがとうございます。

委員長

建築面積からいうとかなり広いのかなと思います。そのほか、御質問、御意見ございませんでしょうか。それでは、これで報告を終わらせていただきます。

(三) その他

委員長

その他、事務局から何かございませんでしょうか。

特になければ、次回の定例会の日程について協議をしたいと思えます。事務局からお願いします。

総務課長

次回の定例会の開催につきましては、十一月十九日 月曜日、午前十時から、柳川庁舎二階大会議室で行いたいと思います。

委員長

委員の皆様いかがでしょうか。

各委員了承

委員長

御異議ございませんので、次回は、十一月十九日、月曜日、開催場所は柳川庁舎二階大会議室といたします。
以上をもちまして、平成二十四年第十回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

平成二十四年十月二十六日開催の平成二十四年第十回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成二十四年十一月十二日

書 記

成 田 美 紀

右のとおり相違ないことを認め署名する。

平成二十四年十一月十二日

署名委員

平 出 道 雄

署名委員

月 永 良 彦